

「厚生労働科学研究費補助金等取扱規程及び調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針の一部を改正する告示」に関する御意見の募集について

令和 3 年 5 月 19 日
厚生労働省大臣官房厚生科学課
厚生労働省健康局がん・疾病対策課

1. 題名

厚生労働科学研究費補助金等取扱規程及び調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針の一部を改正する告示

2. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は、実施しておりません。

3. 意見公募を行わなかった理由

本告示案は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

【参照条文】

※ 行政手続法（平成5年法律第88号）抄
（意見公募手続）

第39条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。